

第6章

台湾

関税

高関税品目

<措置の概要>

台湾の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は6.1%であり、その内訳を見ると、鉱工業品が4.8%、農産品は15.3%である。譲許率は100%である。今後、譲許表に基づいて関税引き下げが行われることは当然として、鉱工業品分野の特殊用途自動車（最大30%）、貨物自動車（最大17.5%）、普通・小型乗用車（最大17.5%）等の比較的高い最終譲許税率のさらなる引き下げ、自動車・同部品（最大17.5%）の経過期間の短縮が期待される。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

サービス貿易

電気通信分野の規制

<措置の概要>

台湾のインターネット接続市場では、日系ISPを含め多くのISPが事業展開しているが、旧国営の電気通信事業者の中華電信がHinetのブランド名で市場シェア80%超を占めるISP事業者としてサービスを提供している。Hinetのネットワークと直接接続するために他のISPが支払う接続料金（ピアリング料金）が高額であること、日系ISPに対し他の台湾内国会社たるISPと比較して不利な料金設定がなされていること等、インターネット接続に関する不公正な競争が生じている。また中華電信の提供するADSL接続に係る接続専用線の不合理な料金設定も散見されている。

これに対し、日本側より第28回日台貿易経済会議（2003年）以降、ピアリング料金の低廉化をはじめとする電気通信分野における台湾側の適正な競争政策を要求し、その結果、ピアリング料金の約60%大幅低下を達成している。

<国際ルール上の問題点>

インターネット接続市場において中華電信（Hinet）はその圧倒的シェア等により、電気通信分野における公正競争を規定したGATS参

照文書の「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、同社が行う日系 ISP に対する差別的なピアリング料金設定等の反競争的行為を台湾当局が是正しない場合は、当局は参照文書 2.2(a)等に違反している可能性がある。また同様に中華電信は専用線市場においても「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、接続専用線の不合理な料金設定も同じく参照文書違反となる可能性がある。

＜最近の動き＞

2005 年 12 月に開催された第 30 回日台貿易経済会議においても日本側から、ピアリング料金の更なる低廉化、日系 ISP に対する差別的取扱いの是正及び専用線料金の合理化等を要望した。これに対し台湾側から 03 年-05 年の取り組みでピアリング料金は十分低廉化されている旨回答があり、当方の立場とは依然相違があることから、引き続き協議を行うこととなった。日系 ISP に対する不公正な取扱いの是正、専用線料金の合理化については台湾側から部内で検討を行う旨の回答があった。

知的財産保護制度

台湾においては、知的財産の保護は、実体面では、著作権法、商標法、専利法（発明特許、実用新案特許、意匠特許を含む。）、種苗法、集積回路配置保護法、営業秘密法、公平交易法等により、また、手続面では、刑法、刑事訴訟法、税関法、貿易法等により規定されている。台湾における知的財産保護制度は、WTO 加盟に向けて、TRIPS 協定に整合的な内容にすべく 1994 年から 2001 年にかけて、関連法案が立法院を通過し、概ね改善が図られてきた。

このような取り組みを背景として、台湾は、WTO 加盟時に経過期間なしで、TRIPS 協定を

完全に遵守する旨を約束している。また、特に加盟国側が問題視してきた権利行使に関しては、1999 年 2 月に公布された公平交易法により、違反者の罰金の強化、事業停止等の実効が盛り込まれた他、裁判官等関係者の研修の実施、関係省庁によるタスクフォースによる取組み、検挙につながる情報の提供者に対する報奨金制度の導入、権利行使に関するアクションプランの策定等の改善策を実施している。

今後は、模倣品・海賊版等の不正商品の流通への対処という観点から、取締りの強化など、運用面での取り組みの改善とともに、特許権・意匠権等の権利侵害を抑制するための刑事罰化の復活が期待される。

(1) 権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和

台湾専利法は、TRIPS 協定への対応等を目的として、1994 年、1997 年及び 2001 年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001 年 10 月の改正で特許権侵害が、2003 年 1 月の改正で実用新案権及び意匠権侵害が、それぞれ刑事罰の対象から除外されるに至った。

加盟交渉が事実上終結した後に権利保護の程度を少なくする改正がなされたことは遺憾であり、刑事罰による侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしまうおそれがある。また、刑事罰の廃止に伴い、警察による強制捜査等の解決手段がなくなり、専ら民事上の救済措置に頼らざるを得ず、救済措置の効果が減じられるという問題も生じている。このため、権利侵害に対する刑事罰化、非親告罪化、罰則の厳罰化が求められる。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

台湾による様々な努力にも拘わらず、国内調

査結果（特許庁「2004年度模倣被害調査報告書（2005年3月）」）によれば、模倣被害有りと回答した我が国企業のうち、約23%が台湾において模倣品が製造されたと回答している。引き続き、不正商品の取締り強化に向け、特許権等の権利侵害に対する刑事罰化の復活など、一層の取り組みが期待される。